

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年4月25日

室蘭市公営企業管理者 和野 泰始

記

1. 入札に付する工事の内容

- (1) 入札番号 No. 1
 (2) 工事名 公共下水道（小橋内町）下水管渠改良工事
 (3) 工事場所 室蘭市小橋内町
 (4) 工期 着手の日より140日間
 (5) 工事概要
- | | | | |
|--------------------|--------|-----------|----|
| ・管きょ工（開削）＜管径150mm＞ | L=126m | | |
| ・マンホール工 | 1式 | ・取付管及びます工 | 1式 |
| ・付帯工 | 1式 | ・仮設工 | 1式 |
| ・共通仮設費 | 1式 | | |

(6) 入札方法 **郵便入札**

この工事は、郵便入札によるものとするため、「郵便入札の手続について」を確認のうえ、入札をすること。

2. 入札参加希望者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 2023～2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に工種「一般土木工事」で登録がある者
 (2) (1)の工種における等級格付けが「A」ランク又は「B」ランクである者
 (3) 室蘭市内に本店を有している者
 (4) 過去10年間**（平成26年度以降）**に、元請として次に掲げる工事内容の施工実績（共同企業体による施工を含む。）を有し、かつ、元請として次に掲げる工事内容の経験（共同企業体による施工の経験を含む。）を有する主任技術者又は監理技術者（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）を配置できる者
 ・**公共工事の一般土木工事**
 (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (6) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く。）
 (8) 現場代理人（主任技術者、監理技術者又は**監理技術者補佐**と兼務可）を工事現場に専任で配置できる者
 （ただし、室蘭市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の規定に該当する場合には、兼任することができる。）
 (9) この工事の請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となった場合には、対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者又は監理技術者**（監理技術者を兼任で配置する場合は、監理技術者補佐）**を工事現場に専任で配置できる者
 (10) この工事に係る下請代金が4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となった場合には、建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受け、許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者
 (11) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと
 （資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表者又は構成員である場合を除く。）
 ① 資本関係
 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
 ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の

- 関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記①又は②と同視しうる特定関係があると認められる場合
- (12) 入札参加申請時に室蘭市に提出している建設業経営事項審査の有効期間が開札日から7日以上あること。**

3. 入札参加申請書等の提出期間、場所等

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（第1号様式 単体用）に、次の書類を添付して提出すること。
① 配置予定技術者調書（第2号様式 単体用）
※コリンズ等配置予定技術者の同種工事实績がわかる書類を添付すること。（室蘭市発注工事で技術者として従事していた工事の場合は省略可）
② 類似工事施工実績調書（第3号様式）
※コリンズ、契約書の写し等を添付すること。（室蘭市発注工事の場合は省略可）
③ 入札参加申請書受理票用紙（第4号様式 単体用）
- (2) 提出期間 令和6年4月26日 から 令和6年5月14日 まで **(必着)**
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで)
- (3) 提出場所 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号
室蘭市役所総務部総務課契約検査係
(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)
- (4) 提出方法 持参又は郵送すること。（ファクシミリによるものは受け付けない。）
- (5) 入札参加資格の確認
申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法
(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/koukokuyoushiki.html>
- (7) その他
① 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
② 提出された申請書及び資料は返却しない。
③ 受理票はファクシミリにより通知する。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

5. 図面、仕様書等の閲覧等

図面、仕様書等の閲覧は、次の期間、場所で行う。
なお、申請者は、入札参加申請の用に供する場合に限り、仕様書等の貸与を受けることができる。

- (1) 閲覧期間
令和6年4月26日 から 令和6年5月16日 まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで)
- (2) 閲覧方法 室蘭市役所ホームページの設計図書のパージにおいて、閲覧できる。
ただし、例外としてファイルデータ容量が大きい場合など、ホームページに掲載できないものについては、下記の場所にてCDの貸与による閲覧とする。
総務部総務課契約検査係
(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)
なお、CDの貸与による場合の閲覧期間については、(1)の閲覧期間のうち、土曜日・日曜日・祝日 を除く、午前9時から午後5時15分までとする。

6. 図面、仕様書等に関する質問の受付

図面、仕様書等に関する質問がある場合は、質問書を各発注担当課（土木課都市整備係）へ提出すること。回答は、急を要する場合を除き、原則として書面にて質問者へ通知する。

7. 入札方法について

(1) 入札書等

入札参加者は、次の様式を参考として入札書を提出すること。

① 郵便入札用入札書(例)

② 郵便入札用封筒(例)

(2) 入札書は持参又は郵送すること。（ファクシミリによる入札は認めない。）

①入札書を持参する場合は、令和6年5月16日（木）午前9時から午後5時までの間に提出先に持参すること。

②入札書を郵送する場合は、令和6年5月16日（木）を指定日とする配達日指定郵便、かつ、一般書留又は簡易書留のいずれかとする。

(3) 提出先 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

室蘭市役所総務部総務課契約検査係

（室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125）

(4) 入札回数は、2回とする。

1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、2回目の郵便入札書の提出期限を定め、それまでに入札書を提出するよう入札参加者に通知するものとする。

2回目の入札において予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行う。ただし、最低制限価格以上の入札がない場合は、当該入札を不調とする。

(5) 提出書類様式の入手法

(4)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/yubinnyusatu.html>

8. 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和6年5月17日（金）午前10時00分

(2) 開札場所 室蘭市役所本庁舎2階3号会議室

(3) 開札の立会者について

当該入札に係る入札者のうち開札の立会を希望する場合には、立会を希望する旨を、開札日の前日までに書面にて申し出ること。

開札の立会者は1名以上置くこととし、上記による参加者がこれに満たない場合には入札事務に関係のない職員を立会者として充てる。

(4) 結果の公表

開札後速やかに、室蘭市役所ホームページの入札結果のページに掲載する。また、落札者に対してのみ、落札決定後、速やかに連絡する。

9. 予定価格 事後公表

10. 郵便入札心得等

(1) 入札書の撤回等

市に到達した入札書の書換え、引替え又は撤回はできない。

(2) 入札の辞退

入札書が市に到達した後でも、入札開始までは入札辞退を認める。

入札等を辞退される場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者のした入札

② 一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

③ 入札者の記名押印がない入札

④ 入札金額を訂正している入札

⑤ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

⑥ 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札

⑦ 明らかに不正によると認められる入札

⑧ 工事費内訳書を提出しない者のした入札、工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領の規定による無効となる内訳書を提出したとき、又は工事費内訳書が入札書とともに同封されていないとき

⑨ 指定された方法（一般書留又は簡易書留のいずれか）以外で郵送された入札

⑩ その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 「郵便入札の手続について」を確認のうえ提出すること。

11. 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書の提出に関する事務取扱要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を各発注担当課が指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

12. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額（税込み）が250万円以上の場合に請求可能（請負代金額の10分の4以内）
- (2) 中間前金払 前号の前金払を受けた場合に請求可能（請負代金額の10分の2以内）
- (3) 部分払 適用しない。

13. 火災保険等付保の要否 必要

14. 入札の中止等

- (1) 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
- (2) 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

15. 最低制限価格の設定 設定する。

（最低制限価格を下回った場合は、当該入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。）

16. 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、下記の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

- ・建築物の解体工事で床面積の合計が80㎡以上
- ・建築物の新築・増築工事で床面積の合計500㎡以上
- ・建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）で請負代金の額が1億円以上
- ・建築物以外の工作物の工事（土木工事等）請負代金の額500万円以上

17. 週休2日工事対象

本工事は受注者希望方式による週休2日工事の対象であり、受注者は、工事着手までに現場閉所による週休2日の実施の意向について書面で監督員と協議を行い、協議が成立した場合のみ工事費の補正を行う。

受注者が週休2日工事を希望しない場合、監督員との事前協議が不成立となった場合、週休2日の達成状況が基準に満たない場合は通常工事扱いとし、工事費の補正は行わない。

工事費の補正は工事完了後に週休2日工事の達成状況に応じて設計変更により行うため、入札に当たっては週休2日工事による補正を含めない積算により応札すること。

18. 手持ち工事件数の制限

- (1) この工事は、手持ち工事件数の制限の対象となる工事であるため、同一の入札参加者による手持ち工事件数を次のとおり制限する。
 - ① 入札参加希望者はこの工事と同工種の手持ち工事件数が2件未満である場合に限り当該入札への参加申請ができる。ただし、参加申請後入札までの間に同工種の入札を落札し、手持ち工事件数が2件に達した場合は当該入札への参加資格を失うものとする。
 - ② この工事を落札した時から当該工事にかかる工事完成通知書を各発注担当課に提出し、受理されるまでの間、当該工事は受注者の手持ち工事件数として計上されるものとする。

19. 同日落札制限

- (1) この工事は、同日落札制限の対象となる工事であるため、同一の入札参加者による連続受

注を次のとおり制限する。

- ① 入札参加者が同日落札制限の対象である一方の工事の落札者となった場合は、当該同日落札制限の対象である他方の工事の入札参加資格を失うものとする。
 - ② 特別共同企業体が同日落札制限の対象である一方の工事の落札者となった場合は、当該企業体のいずれの構成員も当該同日落札制限の対象である他方の工事の入札参加資格を失うものとする。
- (2) 同日落札制限の対象となる工事の入札の執行は、次のとおりとする。
- ① 当該入札における開札は、原則として予定価格の大きいものから1件ごとに順に行うものとする。
- (3) 同日落札制限の対象となる工事の件名等を記載した「室蘭市建設工事入札公告状況一覧」は5. 図面、仕様書等の閲覧等に示した場所で閲覧できるほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページでも閲覧できる。また、当該制限の対象となる工事の件数等の情報については入札当日まで随時更新される可能性があることに留意すること。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/toshi.html>